

札幌西円山病院の介護医療院サービスに関する運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人渓仁会が開設する札幌西円山病院（以下「病院」という。）が運営する札幌西円山病院 介護医療院（以下「介護医療院」という。）が行う介護医療院サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護医療院の医師、薬剤師、管理栄養士、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び介護支援専門員、その他の職員（以下「従業者」という。）が要介護状態にある入所者に対し適正な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- 1 介護医療院は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。
- 2 介護医療院は、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前項のほか、「札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年3月6日条例第5号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（施設の名称）

第3条 介護医療院サービスの提供を行う病院の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名称 医療法人渓仁会 札幌西円山病院 介護医療院
- （2）所在地 札幌市中央区円山西町4丁目7番25号

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 介護医療院に勤務する介護医療院サービスの提供にあたる従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、必置職及び員数については法令の定めるところによる。

- （1）管理者：1人
管理者は、介護医療院の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- （2）医師：2人以上（専従・病院兼務）
- （3）薬剤師：1人以上（病院兼務）
- （4）管理栄養士：1人以上（病院兼務）
- （5）看護職員及び介護職員
看護師・准看護師 10人以上（専従） 介護職員 15人以上（専従）
- （6）理学療法士：1人以上（専従）
- （7）作業療法士：1人以上（病院兼務）
- （8）言語聴覚士：1人以上（病院兼務）
- （9）介護支援専門員：1人以上（専従）

介護支援専門員は、入院患者及びその家族の希望、医師の治療方針等に基づき、他の職員と協議の上、施設サービス計画を作成する。

(10) 相談員：1人（病院兼務）

入所者及びその家族の各種相談に応じるとともに、苦情を受け付け調整する。

(11) 臨床検査技師：1人以上（病院兼務）

(12) 放射線技師：1人以上（病院兼務）

(13) 事務職員：1名以上（病院兼務）

介護報酬に関する事務など必要な事務を行う。

(14) 当直医師

当介護医療院は病院併設（同一敷地内）のため、休日、緊急時は病院の当直医師が対応を行っている。

（入所者の定員）

第5条 介護医療院のサービスを提供する入所者の定員は、60名とする。緊急時や災害等やむを得ない場合を除き、入所定員を超えての入所はさせない。

(1) 一型療養床の入所定員：60名

（介護医療院サービスの内容）

第6条 介護医療院サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 入所の対象者は、長期にわたり療養が必要な要介護認定者とする。

(2) サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

ア 常に入所者の心身の状況を的確に把握しつつ、適切な療養、日常生活上の世話等の介護、機能訓練、相談援助、その他必要なサービスを入所者の希望に添って適切に提供する。

イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

エ 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。

カ 入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。

ユニット型施設については本人の希望に基づき適切な入浴の機会を提供する。

また、排泄、口腔衛生管理、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

キ 栄養、入所者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

ク 入所者の心身の状況に応じて計画的な栄養管理を実施する。

ケ 退所に当たっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。

（入退所に当たっての留意事項）

第7条

(1) 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

(2) 入所者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供する事が困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

(3) 入所者の入所に際して、心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。

(4) 医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入所の必要性がないと判断した場合に

は、入所者に対し退所を指示する。

- (5) 入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所後の主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係わる援助)

第8条

- (1) 入所の際に要介護認定を受けていない入所者については、要介護認定の申請が既に行なわれているか否かを確認し、申請が行なわれていない場合には、入所者の意思を踏まえて、速やかに申請が行なわれるように援助する。

(施設サービス計画の作成)

第9条

- 1 管理者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの入所者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。
- 2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料)

第10条

- 1 介護医療院が介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護医療院サービスが法定代理受領サービスであるときは、次の各号の合計額とする。
 - (1) 重要事項説明書記載のとおり
- 2 前各号の他、次の号に掲げる費用の額の支払を利用者から徴収する。
 - (1) 重要事項説明書記載のとおり
 - (2) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供に要する費用
 - (3) 入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用
 - (4) 理美容代
 - (5) 前各号に掲げるものの他、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められる費用
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に対する同意する旨の文書に署名（記名・押印）を受けることとする。

(介護医療院の利用にあたっての留意事項)

第11条

- 1 介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、介護医療院の運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容等について利用申込者の同意を得るものとする
- 2 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、医薬品などの管理を適正に行う。

- 3 感染症等が発生した場合は、まん延しないよう必要な措置を講じる。
- 4 利用にあつては、懇切丁寧を旨とし入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 5 診療にあつては、療養上妥当適切に行う。看護、医学的管理の下における介護については、適切な技術により行い、1週間に2回以上入浴又は清拭を行う。
- 6 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為は行わない。また、身体的拘束を行う場合は、その病態・時間等を記録しておく。
- 7 介護医療院サービスの質の評価を行ない、常にその改善を図るものとする。
- 8 入所者が介護医療院以外での一般診療を要する場合、基本は札幌西円山病院にて診療を行うものとする。緊急受診等に関しては、この限りではない。

(秘密保持)

第12条 従業者は、「個人情報の保護に関する法律」や、その他の関連法規制に加え、就業規則や自らが定めた内規を遵守することにより、利用者又はその家族の個人情報を保護し、退職後においてもこれを担保する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 介護医療院は、サービス提供時に入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は病院への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(相談、苦情処理)

第14条

- 1 介護医療院は、入所者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、事業に関する入所者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 当介護医療院は、前項の苦情の内容等について記録し、当該入所者の契約終了の日から2年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第15条

- 1 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(褥瘡対策に関する事項)

第16条

- 1 介護医療院は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、病院の「褥瘡対策チーム」と協働し褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、KMS3次

文書「介護医療院 褥瘡対策マニュアル」を定め、その発生の防止等を行う体制を整備する。

（身体拘束）

第17条 介護医療院は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（事故対応及び損害賠償）

第18条

- 1 介護医療院サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに入院患者の家族等に連絡し、必要な措置を講じる。さらに、事故内容及び対応内容等を記録する。また、あらゆる機会を通じて再発防止に努める。
- 2 介護医療院サービスの提供に伴って、病院の責めに帰すべき事由により、入院患者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償する。

（非常災害対策）

第19条 非常災害に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画を立てると共に、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

（協力医療機関等）

第20条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、併設病院を協力医療機関と定め、協力医療機関は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 2 介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 入所者の病状が急変した場合等において、介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 4 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、札幌市長に届け出るものとする。
- 5 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 6 介護医療院と協力医療機関間で新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 7 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び介護医療院に速やかに入所させることができるように努めるものとする。
- 8 当介護医療院は、併設病院内歯科を協力歯科医療機関と定めている。

（その他運営に関する留意事項）

第21条

- 1 介護医療院サービスを提供する病院は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 この規程に定める事項の他、運営に関する事項は、医療法人溪仁会と病院の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等) (令和9年3月31日まで経過措置：努力義務)

第22条

- 1 介護医療院は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するものとする。

(禁止行為)

第23条

- 1 社会通念上の常識から逸脱する要望、介護医療院の秩序・風紀を乱し安全衛生を害する行動を禁止する。職員の指示に従っていただけない場合、迷惑行為を繰り返す場合等は、警察への届出や強制退所または病院・介護医療院への出入り禁止などの強制措置を講じる場合がある。
 - 例) ・暴言・暴力
 - ・各種ハラスメント(セクシュアルハラスメント・カスタマーハラスメント等)などの迷惑行為
 - ・宗教、政治に関連する行為
 - ・他入所者の病室への理由なき入室
 - ・病院・介護医療院敷地内での喫煙・飲酒
 - ・利用料の滞納 等

(病院との共有スペース)

第24条

- 1 介護医療院入所者及び入所者家族が使用する共有スペースは下記に定める。
 - (1) 総合受付(夜間通用口)・総合受付(夜間通用口)から介護医療院へ向かう通路及びエレベーター
 - (2) ヘアサロン・売店・レストラン・屋上・玄関ホール・待合ホール・食堂・食堂兼デイルーム・談話室
- 2 病院併設の介護医療院として病院との共有スペースは下記に定める。
 - (1) 外来・歯科・薬局・X線室・生理検査室・機能訓練室・調理室・洗濯室・リネン庫
 - (2) 上記に加え、入所者の診療及びサービスや生活に係わるすべての居室及び非居室
- 3 介護医療院専用の出入り口が無く、出入り口を病院と共有する必要があることから、入所者及びその家族に対し介護医療院までの案内を病院内に掲示するとともに、総合受付等にて見取り図を提供し介護医療院への移動に支障がでないよう配慮するものとする。

(付則)

1. この規程は、平成30年7月1日から施行する
2. 令和5年4月1日 改正施行
3. 令和7年3月1日 改正施行